別記第六号書式添付書類（ロ）を削り、同書式添付書類（ハ）を同書式添付書類（ロ）とし、同書式添付書類（ニ）3中「禁錮」を「禁錮」に改め、同添付書類10を同添付書類12とし、同添付書類9中「禁錮」を「禁錮」とし、同添付書類9を同添付書類11とし、同添付書類8を同添付書類10とし、同添付書類7の次に次のように加える。

8　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）

9　暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第六号書式添付書類（ニ）〔記入注意〕2中「7まで、9又は10」を「9まで、11又は12」に改め、同添付書類を同書式添付書類（ハ）とする。

別記第八号書式中「建築士事務所」を「建築士事務所等」に、「都道府県知事」を「発行者」に改め、同書式（裏面）を次のように改める。

第八号書式（第二十三条関係）

（裏　面）

この証明書を携帯する者は建築士法により建築士事務所等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建　築　士　法　抜　粋

第十条の二　国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条の二　都道府県知事は、第十条の二第二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2　第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十三第一項第一号中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改める。

別記第六十八号書式に（注意）として次のように加える。

（注意）

1　設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。

2　設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月二十五日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第二十条の四の改正規定は、平成二十八年六月二十五日から施行する。

（建築士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の建築士法施行規則第二十条の四の規定の適用については、施行日から平成二十八年六月二十五日までの間は、同条中「第十九条第二号に掲げる書類」とあるのは、「建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八号）による改正前の建築士法施行規則第十九条第二号の規定により提出した添付書類」とする。

（建築基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第六十八号書式は、施行日以後に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に同法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

（建設業法施行規則の一部改正）

第四条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二号の表電気工事業の項及び管工事業の項中「第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有すること」を「第二条第五項に規定する建築設備士」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第五条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

第四十一条の表第二十四条の項及び第四十四条の表第二十四条の項中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

別記第八号書式中「第10条の2第1項第1号」を「第10条の2の2第1項第1号」に、「第10条の2第2項第1号」を「第10条の2の2第2項第1号」に改める。